

コンプライアンス

企業倫理規範・行動指針

村田製作所は2002年7月に「企業倫理規範・行動指針」を制定し、その後CSRの観点から改訂。ムラタが一丸となって、ステークホルダーや社会に対してるべき行動を約束・宣言しました。

なお、改訂版「企業倫理規範・行動指針」を村田製作所と国内関係会社に配布。さらに、英語版・中国語版を作成し、2007年9月に海外全拠点に配布しました。海外各拠点では、これを現地の法令や社会制度に合わせて修正し、全従業員に配布しました。

グローバル・コンプライアンス体制の構築

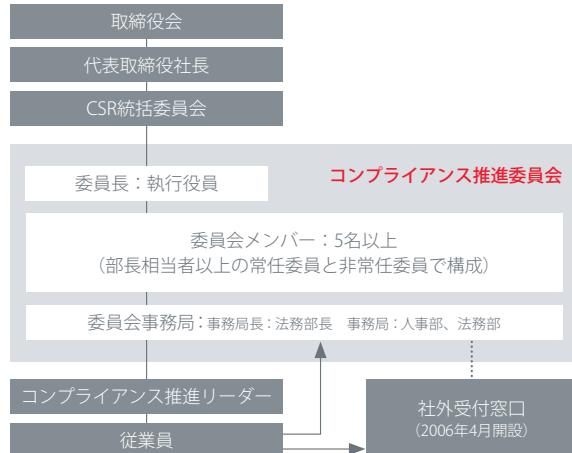
村田製作所は2014年5月に「カルテルおよび贈収賄防止に関するベーシックポリシー」を制定しました。「企業倫理規範・行動指針」でも、カルテルや贈収賄を禁止していますが、グローバルに事業を展開する企業として、あらためて、カルテルと贈収賄に対するムラタの基本姿勢をグループ全体に発信しました。

さらに、やむを得ず競争会社と接触する場合の申請・報告と、接待・贈答を行う際の申請等の社内手続きを整備し、カルテルおよび贈収賄の防止に取り組んでいます。

コンプライアンスの推進

村田製作所では、代表取締役社長を委員長とするCSR統括委員会の下部委員会として「コンプライアンス推進委員会」を設置。「企業倫理規範・行動指針」の改訂や周知活動の立案・実施などについての基本的な方向を審議・決定しています。ここでの決定内容は、国内外の関係会社に設置されたコンプライアンス推進責任者を通じてグループ全体に展開されています。また、「企業倫理規範・行動指針」を周知するために、各部門で「コンプライアンス推進リーダー」を選任。リーダーは、eラーニングを受講するなどして得た知識を、各部門で開催されるコンプライアンス推進ミーティングなどを通して伝達しています。2020年4月には、代表取締役社長が、ムラタの持続的な成長におけるコンプライアンスの重要性について、従業員に向けてメッセージを発信しました。

コンプライアンス推進体制 (2020年4月1日現在)



通報制度・相談窓口

ムラタにおいて「企業倫理規範・行動指針」に違反する行為や違反するおそれのある行為が発見された場合、その通報や相談を受け付ける窓口をムラタ内の担当部門に設置しています。また、コンプライアンス違反行為の未然防止・早期発見・対応のため、このような通報や相談を受け付ける窓口を社外にも設置し、より通報しやすい環境を整えています。

コンプライアンス通報・相談の受付、 受付後の確認・調査・対応について

社内・社外受付窓口でコンプライアンス通報・相談を受け付けた場合、コンプライアンス推進委員会・同委員長・同事務局が中心となり、必要に応じて関係部門と連携しつつ、その事実関係や関連法令・規則を可能な限り確認・調査します。その上で、コンプライアンス違反行為の有無を認定し、必要に応じて是正勧告などの対応措置を講じます。

この際、通報者のプライバシーを保護し、通報したことにより通報者が不当に不利益を被らないように留意します。また、実名での通報に対しては、通報後の確認・調査の経過や結果を適宜フィードバックします。

通報の受付、フィードバックの流れ

